



Title	私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（1）：アメリカ法をてがかりに
Author(s)	大橋, 加歩
Citation	阪大法学. 2025, 75(1), p. 117-143
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/101426
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

私事開示型事案におけるプライバシーと 表現の自由の比較衡量について（1）

——アメリカ法をてがかりに——

大橋加歩

はじめに

第1章 アメリカにおける議論状況の検討

第1節 ニュース価値の法理を用いて判断された報道機関に関する事案

第2節 報道以外の事案におけるニュース価値の法理

第3節 アメリカ判例に見る「比較衡量」の課題（以上、本号）

第2章 Daniel Solove のプライバシー論の検討

第1節 Solove のプライバシー理論の前提

第2節 証拠法を参考とした「公の関心事」の判断

第3節 Solove 説の検討——アメリカ判例法理への視座

第3章 日本法への示唆

第1節 日本における私事開示型事案でのプライバシーの現状

第2節 日本の判例法理への受容可能性

第3節 残された課題

はじめに

(1) 問題の所在

本稿は、アメリカの私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の衝突に焦点を当て、両者の調整に関する憲法原則を探り、日本法に対する示唆を得ようとするものである。⁽¹⁾「プライバシー」という概念は、アメリカにおいて Warren と Brandeis により執筆された論文⁽²⁾がその嚆矢とされるが、日本では

論 説

1970年頃にアメリカの議論を参照し自己情報コントロール権説が提唱され、これが今日まで日本におけるプライバシーの理解を牽引してきたと言えよう。しかし近年、インターネットや SNS といった新たな情報技術の発明・普及によって、インターネットを介した表現行為による私事開示型プライバシー侵害が、国内外で大きな問題の 1つとなっている。日本の判例上でも、プライバシー権とは異なる新しい権利と認められるか注目を浴びた「忘れられる権利」⁽³⁾が地裁で認められた事件において、最高裁がプライバシーと表現の自由に関する新たな判断を示すなど、まさにプライバシー概念は新たな局面に突入したと言えよう。⁽⁴⁾

この現状において発生する問題のうち、本稿は、私事開示型プライバシー侵害の事例における、プライバシーの保護と表現の自由の保障との調整について検討し、とりわけその調整方法としての比較衡量に着目する。日本では、この問題に関わる判例において比較衡量が用いられる際に、依然としてプライバシーの持つ人格的利益の側面に焦点を当てることが多い。⁽⁵⁾だが、これには疑問がある。プライバシーを取り巻く環境はここ十数年で確実に変化しており、とりわけ私事開示型侵害はインターネットの普及によって深刻化している。その被害は人格的利益に限られないのではないか。この点、アメリカでは、プライバシーを保護しないことにより生じるプライバシーの危害（privacy harm）⁽⁶⁾について、詳細な類型論が近年発表されている。Daniel J. Solove と Danielle Citron が多くの判例等に依拠して提唱したこの類型論を参考することは、日本で紹介されている Solove のプライバシーの多元的保障根拠説を補強し、プライバシーの法的価値の再考、ひいては比較衡量による判断のあり方について示唆を与えると考えられる。他方で、他者の私事の開示は表現の自由として憲法上の保障を受ける可能性がある。このような背景から、プライバシー保護と表現の自由の調整方法を検討することは、私事開示型侵害からの保護にとって重要な意義を有するであろう。⁽⁷⁾

(2) 本稿の構成

ここで簡単に本稿の構成を述べる。第 1 章では、アメリカにおける私事開示型侵害に関連する判例の中でも、比較衡量により判断されている事件を検討す

私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（1）

る。この際、アメリカ型の比較衡量において着目されている「ニュース価値の基準法理」に焦点を当て、その具体的な適用のあり方を分析する。

第1章の検討結果を踏まえ、第2章では Daniel J. Solove の理論を紹介・検討する。Solove のプライバシー論は日本でも多くの論者によって検討されているが、本稿ではプライバシーの危害（privacy harm）の類型やプライバシーの多元的価値についての彼の主張のほか、なぜ対抗利益に比べプライバシーは軽視されるのかという、プライバシーの法的価値に関する彼の疑問を中心に取り扱う。⁽⁹⁾ プライバシーの多元的保障根拠に関する彼の学説は、今日の日米で注目を集めている。しかしながら、日本の学説においてはそのプライバシー概念の検討が進んでいるにもかかわらず、彼の見解が日本の判例法理において受容可能か、その可能性を模索する試みは少ない。よって、本稿はその受容可能性を探る足掛かりとして、Solove 説を視座としてアメリカの判例を改めて検討する。最後に第3章では、以上の検討の結果を踏まえ、日本法に対する示唆を記すこととした。

第1章 アメリカにおける議論状況の検討

アメリカでも日本と同様に、プライバシーと言論の自由（修正第1条）の衝突が問題となる場合には比較衡量（balancing）が用いられることが多い。しかしながら以下で示すように、日本とアメリカには2つの重要な相違点がある。第1に、比較衡量の判断過程に違いがある。日本では、対立する価値のどちらを優先すべきか判断する際に、多数の考慮要素を単純に列挙して総合衡量するのに対し、アメリカでは、複数あるプライバシー侵害の判断基準（test）を構造的に配置して、これらの該当性を順次検討することによってどちらの利益が優越するかを判断する。⁽¹⁰⁾ 第2に、アメリカでは1960年代から *Time v. Hill* 事件など報道機関による私事開示型の事件において重要な判断が示され、そこではニュース価値の法理を用いて比較衡量が行われている。この法理はプライバシーと報道の自由の衡量のために用いられてきたが、一般私人による他者の私事の開示の事案でも、比較衡量の際に、ニュース価値の法理の根底にある公の

関心事に該当するか精査されている。しかも、一部では一般私人によるブログなどが従来の報道機関に類似した役割を担っていると指摘されている。⁽¹²⁾よって以下では、この法理に基づいて判断された重要な判決を中心に紹介する。

第1節 ニュース価値の法理を用いて判断された報道機関に関する事案

先述のように、ニュース価値の法理は、Time Inc. v. Hill (1967)⁽¹³⁾など有名な判例に用いられている判断基準であり、問題となる情報が「公の関心事」に当たるか判断するための指針の1つである。私事開示型プライバシー侵害について規定する第2次不法行為リストメント § 652Dは、「他人の私生活に関する事項を公表した者は、公表された事項が以下のようなものである場合、相手方に対してプライバシー侵害の責任を負う」として、「(a) 一般人にとって高度に不快であり、かつ (b) 正当な公的関心事項 (legitimate concern to the public)⁽¹⁴⁾ ではないこと」と規定する。この「正当な公的関心」の該当性を判断するための指針が、ニュース価値の法理である。

この法理を紹介する前に、アメリカにおいて私事の開示によるプライバシー侵害が争われた有名な判例を概観し、私事開示型事案に対する裁判所の基本的なスタンスを検討しておく。そしてその上で、ニュース価値の法理の展開を概観しつつ、その問題点を探ることとしたい。

(1) 私事の開示に関する主な憲法判例

(a) Cox Broadcasting Corp. v. Cohn (1975)⁽¹⁵⁾

放送会社に雇用されているレポーターは、強姦事件のニュースの放送時に、死亡した強姦被害者の氏名を放送した。この氏名は、レポーターが起訴状から得たものである。しかしジョージア州法では、強姦被害者の氏名を公表することが軽犯罪であった。この死亡した強姦被害者の父親（被上告人）は、この法律に依拠し、自身のプライバシー権侵害を理由として、放送会社（上告人）に対して損害賠償を請求した。第一審は、上告人の憲法上の主張を退け、当該州法はこれに違反し害を被った人々に民事上の救済を与えるものだと判断した。上訴を受けて州最高裁判所は、当該州法は民事訴訟の訴訟原因を生じさせるも

私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（1）

のではないが、プライバシー侵害はコモン・ロー上の不法行為として州裁判所の判例で認められていること、レイプ被害者として娘が特定されたことにより父親のプライバシーが侵害されたことなどを認め、さらに *Briscoe v. Reader's Digest Assn., Inc.* (1971)⁽¹⁶⁾ を引用して、法律問題として修正第1条及び第14条によって上告人勝訴となるわけではないと判断し、責任の有無について事実認定者に委ねられるべき問題があると指摘した。さらに、再審理の申立てに対して、同裁判所は憲法問題に触れ、「被害者の身元を開示する権利が修正第1条の保護レベルにまで上昇するような犯罪の被害者の身元に関する公共の利益または一般的な関心はない」と判断した。

合衆国最高裁判所は、プライバシーの問題について次のように判断を下した。まずプライバシーと報道の自由の衝突については、「およそ真実の公表が修正第1条および第14条に違反することなく民事責任または刑事責任を問われる可能性があるかどうか、または別の言い方をすれば、州が、報道機関による望まない公表から免れるプライバシーの領域を定義し保護することができるかどうか」という、より広範な問題に取り組むのではなく、本件が提示する報道とプライバシーの間のより狭い境界面に焦点を当てることが適切⁽¹⁷⁾として、判断の対象を絞り込み、公的な記録（本件では司法記録）から得た強姦被害者の正確な氏名を公表することを州が罰することが合憲であるかに焦点を当てている。各個人が政府を監視するのには時間や資源が限られているが、報道機関が便宜な方法で政府の運営事実を報道するのであり、一般に公開される公的記録と文書は、その政府の運営を知らせる基本的なデータであるという。そして、このような報道機関の機能は、特に司法手続に関して効果が発揮されるとも指摘し、本件で問題になった強姦事件の実行、それに起因する起訴、その起訴から生じる司法手続は、公衆にとって正当な関心事項であることは疑いがないとした上で、最高裁は、「公的記録を報道機関に一般公開する一方で、通常人の感性を害するような内容であればその公開を禁じるような方向に進むことには躊躇する」と述べた。⁽¹⁸⁾ 以上より、合衆国最高裁判所は、情報の入手方法と公的記録からの入手という点に着目し、上告人の主張を支持している。

論 説

(b) Florida Star v. B.J.F. (1989)⁽²⁰⁾

新聞社である The Florida Star 社は、発刊している新聞の一部に「ポリス・レポート」として警察が捜査中の地元の犯罪を知らせる短い記事を発表していた。B.J.F.（被上告人）から強盗と性的暴行の被害の報告を受けた保安官事務局は、その内容の報告書をプレス・ルームに置いていた。入室はまったく制限されておらず、報告書には B.J.F. のフルネームが掲載されていた。The Florida Star 社の記者研修生はプレス・ルームに入室し、この B.J.F. のフルネームが掲載されている報告書をコピーして、「ポリス・レポート」に B.J.F. のフルネームを掲載した。そこで、性犯罪被害者の氏名を「印刷、出版、または放送すること」を違法とするフロリダ州法 § 794.03 違反であることを理由に、B.J.F. は The Florida Star 社を訴えた。フロリダ州最高裁判所は、レイプ被害者の名前は私的な性質のものであり、出版されるべきではないとしたが、新聞社は上告した。

これに対し合衆国最高裁判所は、次のように判断した。まず本件における修正第1条とプライバシーの衝突について、一般的な原則ではなく、あくまで限定的な原則で判断するべきとする。そして、新聞社は合法的な方法で真実の情報を入手しており、州当局がそのような報告書を開示する必要がないという事実、または § 794.03 の義務（保安官事務所が B.J.F. の名前を公表させない、あるいは公表を許さない）を明らかに果たさなかったという事実は、「Florida Star 紙が情報を受け取ったことを違法にするものではなく、フロリダ州はそのような受領を禁止する措置を講じていない」とした。言論とプライバシーの問題に関して、「もし新聞が公共の重要性を持つ事柄について真実の情報を合法的に入手した場合、州の公務員は、最高度の州の利益を促進する必要がない限り、その情報の公表を罰することは憲法上できない」という限定された原則があるが⁽²³⁾、本件で新聞社に罰則を科すことは「最高度の州の利益」を促進するわけではないとして、B.J.F. の氏名を掲載した新聞社に損害賠償を課すことは、修正第1条に反すると最高裁は判断した。⁽²⁴⁾

(c) Bartnicki v. Vopper (2001)⁽²⁵⁾

ペンシルベニア州の高校教師を代表する組合と地元の教育委員会が団体交渉

私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（1）

をしている最中、正体不明の第三者が交渉の責任者と組合長（以下、当事者ら）の間の携帯電話の通話を傍受、録音した。ラジオのコメンテーターである Vopper（被上告人）は、当事者らが仲裁提案を受け入れ、和解したことに関するニュースの後、政治（public affairs）トークショーで、傍受された会話のテープを再生した。このテープを入手したのは組合の要求に反対する地元組織のトップであり、テープの内容を特にメディア代表者に意図的に開示していた。そしてメディアは、何度もこのテープを放送した。会話の当事者である Bartnicki ら（上告人）は連邦法と州法の両方（いずれも、通信が違法に傍受されたことを知つて又は知るべき理由を有していながら当該通信内容を他者に開示することを処罰し、また、このような違法行為についての損害賠償を規定する）に基づき Vopper らに対し損害賠償を請求した。

これについて合衆国最高裁判所は、本件訴訟が、公共の問題に関する情報の完全かつ自由な普及に対する利益とプライバシーとの衝突の問題であるとした。そして、以下のような理由から、被上告人らが行った録音内容の開示行為は修正第1条によって保護されていると判断している。

本件では、事実審が最終的に事実認定を確定していないので、最高裁は一定の事実を前提として判断を下している。すなわち、入手したテープを地元組織のトップがメディアの代表者らに開示したこと、そしてメディアによる開示は連邦法および州法に違反するものであったことが前提とされた。その上で、本件の状況下でこれらの法律を適用することが修正第一条に反しないかが検討されている。この際ポイントとなったのが、①被上告人が傍受に関係していない点、②情報自体は傍受されたものだが、メディアは合法的にテープを入手している点、③会話の主題が公の関心事に関する点である。まず問題となった法律について、裁判所は、本件連邦法が一般的な適用可能性を有する内容中立的な法律であることを認めた。また、本件の問題は、「元々の情報源が違法に入手した情報を合法的に入手した者を、その情報の開示を理由に罰することができるか」という問題であり、これは、New York Times Co. v. United States⁽²⁶⁾（1971）で問題となった「情報が新聞社や情報源によって違法に取得された場合、政府は違法な取得だけでなく、その後の出版も罰することができるかどうか

か」という問題よりも狭いものである、と述べた。⁽²⁷⁾

ここで問題になっている法律の利益は、政府によると、当事者が私的な会話を傍受するインセンティブを取り除くこと、及び会話が違法に傍受された人々への危害を最小限に抑えることである。通信のプライバシーは私的な会話を萎縮させないために不可欠であることから、通信のプライバシーと言論の自由という対立する価値のどちらも憲法の保障する価値であると言える。しかし通信のプライバシーの利益を認識しながらも、裁判所は、「プライバシーに関する懸念は、公共に重要な事項を公開することへの関心とバランスをとると、取つて代わられる」と判断した。給与水準を巡る高校教師の代表組合の交渉内容は、疑いもなく公の関心事であったとして、被上告人への当該法律の適用は修正第1条に反すると結論付けている。

(d) 小括

Cox Broadcasting 判決と Florida Star 判決では、個人の氏名のニュースとしての本質的価値ではなく事実のプライバシー該当性が検討されており、いずれも氏名が公的記録から入手可能である点に焦点が当てられている。そこでは、真実のニュースの公表が禁止されることがあるかという「究極の問い合わせ」についても、また、「『プライバシーの領域』を侵害したとして、『真実の公表が民事責任または刑事责任を問われることがあるか』」というより限定的な問い合わせでも、答えを避けている上に、「真実の情報の公表を処罰する国家の行為は、憲法上の基準を満たすことはほとんどない」という原則は変わらないとしている。このことから、最高裁は「公の関心事」に対する直接的な判断を極力回避していると言えよう。加えて、Florida Star 判決では、「新聞が合法的に入手した真実の情報を公表した場合、処罰が合法的に科される場合があるとすれば、それは最高度の国家の利益に厳格に適合する場合に限られる」と述べられたが、この「最高度の国家の利益」の内実はいまだに不明である。つまり、最高裁は、合法的に情報が入手された場合にどのようなケースで処罰されるのか、その基準すら明示していない。

一方で、プライバシーとの調整のための指針を持たず、すべての言論を保障するというのは困難であろう。というのも、Bartnicki 判決で言及されたよう

私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（1）

に、プライバシーの保護にも会話の保護という価値があり、その保護が自己実現や自己統治などに結びつく大きな価値を有するからだ。だがすでに見たように、合衆国最高裁判所の判例は、私事開示型プライバシー侵害と言論の自由の問題に関して一般的な原則を示していない。したがって、私事開示型プライバシー侵害の不法行為に対する裁判所の見解を明確にするためには、連邦下級裁判所や州裁判所にまで視野を広げる必要があろう。これらの裁判所で下された判例には、*Briscoe v. Reader's Digest Association, Inc.* (1971)⁽³⁴⁾ を筆頭に、私事開示型プライバシー侵害の不法行為について判断したものが複数存在し、さらにその中には、プライバシーと言論の自由のどちらを優先させるか判断する際に、問題となる事実が公的関心事か私的関心事かを判断することで、プライバシーと言論の自由とを調整するものがある。これが、ニュース価値 (newsworthiness) の法理だ。

（2）ニュース価値に関する判例

一説によると、アメリカでは20世紀には言論の自由が民主主義と結びつけられ、何が公共の関心事かを決定する重要な判断は個々の市民に委ねるべきだとされるようになった。⁽³⁵⁾その後 *Time v. Hill* (1967)⁽³⁶⁾ でも示されたように、市民が討論するにふさわしいテーマを国家が選別するのではなく、何が公の関心事であるかは報道機関によって判断されるべきであるとする立場が採用されている。Neil Richards によると、この基準には4つの例外が存在するが、そのうちの1つが、公衆にとって正当な関心事ではない場合（開示が認められない場合）である。報道機関やジャーナリストは放送や記事の発表の際に独自の基準を設けており、それによって公の関心事を判断することができるため、裁判所は一部の例外（性的なテーマに関する情報）を除き報道機関の判断に依拠しているといふ。⁽³⁷⁾

（a）*Sidis v. F-R Pub. Corporation* (1940)⁽³⁸⁾

Sidis v. F-R Pub. Corporation 判決は、「ニュース価値」に言及された初期の有名な判例である。本判決は、かつて注目を集めた神童である Sidis（控訴人）が、自身の現在を取り上げた F-R 出版社（被控訴人）を訴えたもので

ある。Sidis は1910年頃、神童として世間の注目を集めていた。しかし、16歳で大学を卒業した後は取り沙汰されることが少なくなり、目立たぬようにひっそりと生活をしていた。しかし『The New Yorker』の中の現在や過去の有名人を取り上げるコーナーで取り上げられ、彼の数学における業績や、彼が以前の名声や研究に嫌悪感を持っていたこと、その後自身の身分を隠そうとしていたことやその後の経歴などが紹介されていた。これに対し Sidis は、プライバシー権の侵害および悪意ある名誉毀損に対する損害賠償を求め、訴えを提起した。

これに対し第2巡回区連邦控訴裁判所は、原告のプライバシー権が侵害されたことを認めつつ、かつての公人である Sidis の利益とマスコミによる誣索について「ある時点で、情報を取得することに対する公共の利益が、個人のプライバシーに対する欲求よりも支配的になる」とした。⁽⁴⁰⁾ 本判決では当該ニュースの価値についてその内実を明示することではなく、暴露が「被害者の立場からすると、コミュニティの良識の概念を激怒させるほど、非常に個人的で（intimate）不當なものかもしれない」ないが、公的な性格に焦点を当てた「服装、話し方、習慣、および人格の通常の側面についての真実のコメント」がこの一線を超えることはないとされた。⁽⁴¹⁾ 隣人や「公人」の不幸や弱さは、他人にとつてかなりの関心を集め、議論の対象となる。したがって、裁判所が出版物でのこのような表現を禁ずることはできないと判断した。

本判決では、過去の著名人に関する記事が問題になったが、ここで示された「ニュースの価値」による判断には複数の論者から批判が寄せられている。例えば Bloustein は、「ニュースの価値」について、①「上位の（superior）憲法上の権利以外の権利を犠牲にして行使されるべき修正第1条の憲法上の抗弁なのか、それとも単にプライバシー権というコモン・ロー上の権利と衡量されるべきコモン・ロー上の抗弁なのか」、②「ニュースの価値」のある出版物とは何か、③判決の言う「公人」と「私人」とは何か、という3つの点が不明確であることを指摘している。⁽⁴²⁾

(b) Kapellas v. Kofman ⁽⁴³⁾ (1969)

Kapellas v. Kofman 判決は、後述する Briscoe 判決の指針となっている判例

私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（1）

であるため、ここで簡単に紹介する。市議会議員の候補者であった Kapellas 夫人は、自身と子どもを原告として、子どもに対するプライバシー侵害、自身と子どもに対する名誉毀損を理由に、Kofman（被告、新聞社の経営者兼発行者）を訴えた。

ここではまだ「ニュース価値」のカテゴリーの境界がためらいがちに描かれた（hesitantly sketched）状態であることが指摘されつつ、子どもに対するプライバシー侵害については判例法の蓄積による許容範囲に含まれるとした。「特定の事件が『報道価値がある』かどうか、したがって、その特権がその真実の公表を責任追及から守るかどうかを決定する際に、裁判所は、公表された事実の社会的価値、記事が表面上は私的と見られる事柄に侵入した深さ、当事者が自発的に公的な悪評の地位にどの程度同意したか」などを考慮するが、情報がすでに公のもの（public domain）であったり、個人の私生活への侵入がわずかな場合には、出版の社会的有用性が最小限であっても、出版が特権的な立場を得るとした。⁽⁴⁴⁾ 加えて、Kapellas 夫人が市議会議員の候補者であり「公人」であること、一見候補者の子どもの行動は候補者の適格とは無関係に見えるが、公衆は「事実の重要性または関連性をそれ自体で判断することが許されるべき」であるため、問題となった事実を出版されることは仕方がないと⁽⁴⁵⁾ している。⁽⁴⁶⁾

本件は、「ニュース価値」のカテゴリーが未成熟な時期の判例であり、判断基準がどのようなものかという明示はない。しかしながら、市議会候補者の子どもの行動が母親の候補者としての適格に関連するとして、家庭内での役割すら「公人」にふさわしいかを判断する材料とし、公衆が知るべき情報を広く認めている。そして、本件裁判所は「その出版物が、公職を志望する者に密接に関係する人々に関する事実を開示する際に、妥当性と理性の範囲を大きく超えないのであれば、情報の自由な拡散に対するやむを得ない公共の利益は、そのような個人のプライバシー権を保護する社会の利益を上回るだろう」とも述べている。

(c) *Briscoe v. Reader's Digest Association, Inc.* (1971)⁽⁴⁸⁾

Briscoe v. Reader's Digest Association, Inc. (1971) は、このようなニュー

論 説

ス価値の基準 (newsworthiness test) を採用している著名なケースであり、ニュース価値が認められなかつた数少ない事案としても有名である。本件は、10年以上前にトラックのハイジャックを起こした男性（原告）が、原告の犯罪歴に言及した記事を発表したリーダーズ・ダイジェスト社（被告）を訴えたものである。事件の後、原告は完全に更生しその後社会生活を送っていたが、本件記事が発表されたことで娘や友人に見捨てられた。原告は、記事の主題は「ニュース価値があった (newsworthy)」かもしれないが、自身の氏名はそうではないとして、プライバシーの権利の侵害を主張した。

カリフォルニア州最高裁判所はこれに対して、現在の犯罪に関する報道が報道の合法的かつ自由な領域であること、現在犯罪を行ったことについて起訴されている成人を特定することが一般に社会的利益になることを認めつつ、本件では過去の犯罪事実の報道と過去の犯罪者の特定が同様の公益的機能 (public-interest functions) を果たしているかどうかを検討しなければならないとした。⁽⁴⁹⁾ 過去の犯罪行為に報道価値があることに相違はなく、現在の犯罪に関する報道と同様に教育的価値を有する場合があり、被告には原告の犯罪行為の事実を報道する権利があったという。しかし裁判所は、過去の犯罪を犯した人物を特定することは独立した公的目的や司法行政、被害者支援等に役立つことはなく、⁽⁵⁰⁾ 公共の「関心」は好奇心の関心であるとし、元ハイジャック犯としての原告の身分には報道価値がないと結論付けている。

①報道価値があり、かつ②コミュニティの品位の概念に衝撃を与えるほど不快な事実を明らかにしていない場合には真実の公表が保護される。そして裁判所は、ある出来事に報道価値があるか否かを判断するにあたって、Kapellas v. Kofman (1969)⁽⁵²⁾ で示された報道価値に関する3つの基準（公表された事実の社会的価値、私的と見られる〔ostensibly private〕事柄に踏み込む記事の深さ、その当事者がどの程度自発的に世間に知られる地位に就いたか）を参照した。

Briscoe 判決で示されたこのような判断基準は、他の著名な事例でも用いられているため、簡単に紹介する。まず、Diaz v. Oakland Tribune, Inc. (1983)⁽⁵³⁾ である。Diaz 判決は、原告が、性別適合手術を受けた元男性であることを、

私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（1）

Oakland Tribune 社が新聞記事に掲載したことに対して、プライバシー侵害で訴えた事件である。在籍中の Alameda 大学の学生会長であり、ペラルタ・コミュニティ・カレッジ理事会の学生代表であった原告は、大学の管理者を学生資金の不正使用で告発した。この問題に際して、原告が元男性であったことを知った記者が、原告が元男性であることを記事に書いた。記者はこの事実には報道価値があると判断したが、カリフォルニア州控訴裁判所は、Briscoe 判決で示された判断基準によれば原告が元男性であることに報道価値はない⁽⁵⁴⁾と判断した。本判決によれば、確かに原告はいくつかの目的において公人であったが、性別の事実自体に報道価値があるのではなく、開示された事実と原告の公職への適性には関係性がない。

また、もう一つの事例として、Sipple v. Chronicle Publishing Co. (1984)⁽⁵⁵⁾が挙げられる。本件は、フォード大統領の暗殺未遂事件で大統領の命を救ったとされる控訴人が、控訴人が同性愛者であることを開示した Chronicle 社をプライバシー侵害で訴えた事件である。控訴人は暗殺未遂事件の際に犯人の発砲を妨害したことで、英雄として全国的に有名になった。しかし Chronicle 社は、記事の中で、控訴人が同性愛者であることに言及し、Los Angeles Times を含む複数の新聞が、Chronicle 社の記事に言及した記事を掲載し、控訴人の英雄的な行為そしてサンフランシスコのゲイ・コミュニティの名の知れたメンバーであったことに言及した。これに対しカリフォルニア州控訴裁判所は、まず Kapellas 判決に基づき、控訴人の性的指向はすでに公になっていたとした上で、Briscoe 判決で示された判断基準（報道価値があり、コミュニティの良識の概念に衝撃を与えるほど不快な事実を明らかにしない）を用いて、コミュニティの良識の概念に衝撃を与えるほど不快ではなかったと判断した。そして、控訴人が同性愛者であることは、①同性愛者が臆病で、弱く、勇敢ではないという誤った世論を払拭するために重要であり、②大統領が「命の恩人」である控訴人に直ちに謝意を示さなかったことから、大統領が少数者に対して偏見を持っているのではないかという重要な政治的問題を提起するために、公表する必要があったと結論付けている。⁽⁵⁶⁾⁽⁵⁷⁾

(d) Ross v. Midwest Communications, Inc. (1989)⁽⁵⁸⁾

Ross v. Midwest Communications, Inc. (1989) は、強姦の被害者（原告、控訴人）のファーストネームや自宅写真、強姦事件の詳細を放送した Midwest Communications 社ら（被告、被控訴人）が、控訴人により訴えられた事案である。控訴人は1983年に強姦の被害に遭っているが、事件は未解決のままである（男性はこの事件の容疑者であったが、控訴人はこの男性は自身の事件の犯人ではないと主張している。この男性は他の 2 件の強姦で有罪判決を受けており、内 1 件は本事件が報告された時点で係争中で、他 1 件ではこの番組がヒューストンで放送された後に恩赦された）。このドキュメンタリー番組内では、控訴人の実際のファーストネームを使用し、彼女が強姦被害に遭った際に住んでいた家の実際の写真が放送されたため、控訴人は Midwest Communications 社と 2 人のレポーターをプライバシー侵害で訴えた。

連邦控訴裁判所は、ニュース価値についての州法と憲法上のテストが同様であるとし、控訴人の主張を、州法上プライバシー侵害を構成する事実関係のうち 2 つ目の要件（控訴人に関する恥ずかしい私的事実の開示の場合に該当するかどうか）の観点から検討した。裁判所は、控訴人は、Industrial Foundation of the South v. Texas Industrial Accident Board (Texas 1976)⁽⁵⁹⁾ で示された基準、すなわち、①彼女の私生活に関係する事柄に世間の注目が与えられたこと、②その公表が通常の感覚の合理的な人にとって非常に不愉快であること、及び③公表された事柄が正当な公の関心事ではないことを示さなければならぬとした上で、強姦自体の詳細、報道に含まれる虚偽の詳細とされるもの、彼女のファーストネームと以前の住居の外観の 3 点が「私的事実」であるか検討した。

これらについて、本件裁判所は次のように判断を下した。まず強姦の詳細について、彼女の強姦被害の詳細は男性の無実に関係している。そして、詳細の開示によってこの事件と係争中の事件が同一人物によって行われたという議論を生み出すという目的を達成するのに、この 2 つの事件には十分な類似性があり、強姦の詳細は「正当な公の関心事」であるとした。⁽⁶⁰⁾ 次に、彼女が虚偽だと主張する部分が「私的事実」にあたるかについて、裁判所は、名譽毀損の訴えをしなかったこと、及びドキュメンタリーに不正確な情報を含んだからといっ

私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（1）

て事実の報道価値を損なうわけではないことを指摘した。⁽⁶³⁾ 最後に、強姦の被害者としての彼女の身分が「私的事実」に該当するかということについて、これは彼女の主張の最も有力な根拠であるとしつつも、名前に言及せずに番組を制作できたという主張に対し、控訴裁判所は、控訴人の「名前、居住地、あるいは『身元』は、『私的で恥ずかしい事実』として簡単に特徴付けられるものではない」とした。⁽⁶⁴⁾ 公的な議論に関する特定の個人についての情報は公衆の関心の対象となるため、先例で示されたテストを採用するには、彼女の名前とレイプ事件の詳細との関連が公衆の関心事なのかどうかを検討しなければならないと述べ、これについて、*Gilbert v. Medical Economics Co.* (1981)⁽⁶⁵⁾ を引用し、名前は番組のインパクトや信頼性に関わるとして、関連性を認めている。⁽⁶⁶⁾

本件番組は、控訴人が被害に遭った強姦事件と男性が有罪判決を受けた最初の強姦事件の類似性を呈示することで、最初の強姦事件に男性が関与していないことを示す目的で制作されていた。控訴人は自身の強姦事件を当該男性が実行したことを見直していることから、他の証拠を提示することに加えて、男性が有罪判決を受けた最初の強姦が、控訴人に対する強姦の詳細とほぼ同じであることを示そうとしたため、控訴人の事件の詳細を放送する必要があった。したがってこのことからも、レイプの詳細は男性が犯行に及んだのか否かを視聴者が判断するための資料となるため、「公の関心事」とされたのだろう。もっとも、本判決によれば、レイプ事件が公の関心事に該当する場合に常に被害者の名前が公の関心事になるわけではなく、「レイプ被害者の体験の詳細が物語にとって本件ほどには重要でない場合」や「出版社の『公の関心』が一般的な社会学的問題に及ぶ場合」にはレイプ被害者の名前を公表せずともよいと判断される可能性が残されている。⁽⁶⁷⁾ だが、これは名前の公表がプライバシー侵害の訴訟原因を生み出す可能性を示唆するものであっても、レイプ被害者の体験の詳細が「公の関心事」に該当しないことを示唆するものではないことに注意しなければならない。

(e) 近年の判例の展開

こうして *Kapellas* 判決で示された「ニュース価値」の判断基準は、*Briscoe* 判決、*Diaz* 判決に採用され、多くの判例で検討されるようになった。例えば

論 説

Diaz 判決を引用したものとして、Shulman v. Group W Productions, Inc. (1998)⁽⁷⁰⁾ が挙げられる。本判決は、上記で検討した判決を複数引用している上、近年に至るまで多くの判決において参照されている。よって、「ニュース価値」の内実を検討するためのみならず、先例が近年の判決にどのように影響を及ぼしているかを窺い知ることのできる好例である。

本件は、自動車事故に遭った被害者たち（原告）が、私事の開示と侵入を理由にテレビプロデューサーら（被告）を訴えた事件である。原告ら家族が乗った自動車が高速道路から飛び出し、逆さまに停止した。原告のうち 1 人（Ruth）を救援するための救護ヘリコプターが派遣されたが、そこには看護師らの他、被告らに雇用されていたビデオカメラオペレーターも搭乗しており、後日放送するために救出劇を録画していた。Ruth は自分の救助活動が録画されていたことを知らず、録画や放送に同意したこともなかった。本件には侵入と私事の開示というプライバシー侵害に対する 2 つの訴訟原因があるが、私事の開示についてカリフォルニア州最高裁判所は、（Ruth の私事の主張に関する追加手続のために差戻された点を除き）原審の判断を支持している。すなわち、放送された資料が法的問題として報道価値があるため、不法行為責任は問われないとしたのである。

では、「ニュース価値」に関してどのように判断されたのか。本判決は Diaz 判決で示された判断基準を用いており、この判断基準の下では、真実で報道価値のある資料の配布は、私事の公表として訴訟を起こすことはできないと判断された。⁽⁷¹⁾ 報道価値の判断基準は「コモン・ローで開発されたが、現在は憲法上の制限も表して」おり、⁽⁷²⁾ 報道価値は「真実の情報の公開に対する責任追及に対する憲法上の防御または特権」である。⁽⁷³⁾ しかしながら、合衆国最高裁判所が報道機関の憲法上の特権に関心を寄せていないため、この特権の輪郭を正確に描写することは困難であると本件裁判所は指摘している。確かに、先述の Cox Broadcasting Corp. v. Cohn (1975)⁽⁷⁴⁾ ではレイプ被害者の身元の公表または放送を禁ずるジョージア州法の合憲性に焦点が当てられており、報道価値の問題に關しても慎重な判断が下されている。⁽⁷⁵⁾ また、被告らが引用した Florida Star v. B.J.F. (1989)⁽⁷⁶⁾ では、性的暴行の被害者の名前の公表に対し刑罰を科するフ

私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（1）

ロリダ州法が問題となったが、真実の情報の入手方法に着目しており、何が報道価値があるのか等の指針は示されていない。その上で本件裁判所は、①報道価値のある主題との関連性によって、公共の関心事に意図せずに関与した私人に関する事実の報道価値を測る方法は、報道機関による真実の報道が違憲となることを回避しているということを、複数の先例に言及して示し、②関係性に焦点を当てることで、各々のケースで「その場しのぎの方法で利益のバランスをとる」ことなく判断することが可能だと指摘している。⁽⁷⁸⁾

これらを踏まえ、裁判所は、本件で問題になっている、救助と避難中のRuthの姿と言葉が正当な公共の利益であったかどうかについて検討を行った。まず、自動車事故が自動車で頻繁に移動する公衆の大部分にとって興味深いものであり、放送全体の主題が全体として正当な公共の関心事であったことに同意している。⁽⁷⁹⁾ そして、車から救出され、救助ヘリで病院に運ばれるRuthの姿と言葉が正当な関心事であると判断した。これらは報道価値のある主題に実質的に関連しており、「それ自体のために私生活を病的でセンセーショナルに誣索する」ものではないとしたと言えよう。⁽⁸⁰⁾

（3）「ニュース価値」に関する議論傾向

上記のような展開を遂げたニュース価値の法理であるが、言論と個人のプライバシーの衡量を図る1つの重要な指針であるにもかかわらず、本来紹介すべきような体系的な考察を行っている先行研究は少ない。よって、ニュース価値の法理に対する批判を簡単に紹介する。

まず、「報道価値」の定義の不明瞭さについて批判がある。例えば、「初期の判決は、報道価値を公衆の正当かつ適切な知る必要性という観点から定義する傾向があったが、後期の判決は、公衆的好奇心という事実に重きを置いている」とも指摘されている（もっとも、正確な時期区分に関しては議論の余地がありそうではある）。このような「報道価値」の内実に関する振れ幅は、裁判官自身が指摘しているところである。例えば、Shulman判決において、Werdegar判事はコメントを引用し、憲法あるいはコモン・ロー上の「報道価値」が、広範な公共の関心があるという事実を指すことを意図した説明的な用

語か、出版物が価値のある貢献であり、公衆の利益が称賛に値することを示す規範的な用語であるかが不明確であり、定義が困難であることに言及する。加えて、第2次不法行為リストメント § 652D でも、時事問題の報道という狭義の「ニュース」に限定されず、「一般市民が公表される内容に対して正当な関心を持つことが合理的に期待される場合、教育、娯楽、啓発を目的として一般市民に情報を提供する際の名称、肖像、事実の使用にも及ぶ」ことが明示されており、「報道価値」があるとされる内容は多岐にわたる。例えば、先述の Shulman 判決では、問題となった自動車事故の内容が、「自動車で頻繁に移動する公衆」という限定的な市民の正当な関心事であったことが指摘されている。したがって、どういった目的で「報道価値」があるのかだけではなく、正当な関心を持つとされる一般市民とはどういった人物を指すのかにも振れ幅が存在すると言えよう。

その他、例えば、Smolla は、私事開示型の不法行為に関する判例が発展しなかった要因として、このニュース価値の法理を挙げる。この論者は、裁判官や陪審員が修正第1条に値するニュースをできるだけ「客観的に」判断すると認めない限り、「ニュース価値の抗弁を組み込んだ私的事実の開示に関する不法行為」という概念全体が理解できない」と指摘している。「裁判所は、社会規範の評価を含む何らかの衡量プロセスを通じて報道価値を判断する場合にのみ、不法行為成立の判断が可能であると認識しているようである」、つまり不明確なプロセスに従い報道価値を評価して私事開示型不法行為を判断しているようだということだ。⁽⁸⁹⁾

(4) 小括

ここまで、私事開示型侵害において重要な役割を担うニュース価値の判断基準について、いくつかの判例の流れを簡単に概観した。その結果、たとえ報道機関であっても Briscoe 判決や Diaz 判決のように裁判所によって報道価値が否定される場合があり、何に報道価値があるかという判断は完全に報道機関の裁量によって判断されるというわけではないことが分かる。特に Ross 判決と Diaz 判決が示しているように、報道する内容に直接関係のある私的事実であ

私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（1）

れば報道価値のある事実として見なされる。したがって、私事開示型プライバシー侵害成立の要件としては、①その事実が私的な（公的記録にない）ものであること、⁽⁹⁰⁾ ②報道の目的と無関係なものであることの2点がとりわけ重要であると言えよう。しかしながら一方で、近年は表現の場がインターネット上にも広がり、ジャーナリスト以外による発言が問題になる事件も多い。したがって次に、公の関心事が問題となった近年の事件の中でも、ニュース価値の法理を用いて報道以外の表現を判断した事案を考察する。

第2節 報道以外の事案におけるニュース価値の法理

Bonomo v. Kaysen⁽⁹¹⁾（2004）は、ニュース価値の法理を用いた近年のケースの1つであり、報道ではなく書籍が問題となった事案である。作家として成功していた Kaysen は、原告と交際後しばらくしてから激しい性器の痛みを経験し始めた。Kasen はこの痛みの治療中にこの書籍を執筆し、それは破局から数年後に出版されている。本件書籍は、Kaysen の人生の多くの側面に診断不能と思われた性器の痛みが影響を及ぼしたことについて考察を重ねた自伝的回想録である。ここでは原告は「ボーイフレンド」と呼ばれており、彼の出身地や職業など人生の詳細は改変されていた。また、性器の痛みと「ボーイフレンド」と Kaysen の関係性は本件書籍の中心的なテーマの1つであったため、2人の性体験の詳細が生々しく描写されていた。本件書籍の出版後、造園業を営んでいた原告の顧客の中には原告を「ボーイフレンド」だと理解した者もいたことから、知人や顧客の間では原告の名誉に傷がついた。原告は Kaysen と出版社をプライバシー侵害で訴えた。マサチューセッツ州上位裁判所は、原告のプライバシー権について、その主張を退けた。第2次不法行為リストメントで明示されるように「性的関係は、通常、完全に私的な問題である」こと、⁽⁹³⁾ 及び原告の描かれている観点（light）⁽⁹⁴⁾ は合理的な人にとって非常に不快であることから、性的関係の詳細を開示から保護する正当かつ法的に認識可能な利益は認められるものの、Kaysenの物語が正当な公の関心事に関するからである。⁽⁹⁵⁾ 本件裁判所によれば、不法行為リストメントでは、正当な公の関心事には多くの物事が含まれることや、「何が正当な公共の利益の問題であるかを決定

する際には、「コミュニティの慣習や慣例を考慮に入れる必要がある」ことなどが示されており、「ボイフレンド」に関する記述は本件書籍のテーマを発展させ、探求するためのものである。したがって、⁽⁹⁶⁾私の詳細と公の関心事との間に十分な関連性がある限り開示は保護されるため、原告のプライバシー侵害に関する主張は退けられたのである。

本判決は、「公の関心事」にプライバシーが深く関わっていた事案であり、性的関係に関する情報はプライバシーに属することが第2次不法行為リストメント § 652D のコメント b で明示されているにもかかわらず、違法なプライバシー侵害とは認められなかった事件である。⁽⁹⁷⁾また判決でも触れられているように、リストメント § 652D の別のコメント j にも基づいて本件書籍の内容がこの公の関心事に該当すると判断された。このことから、本件によれば①書籍の内容が公の関心事であり、かつ②その内容に原告のプライバシーが十分な関連性を有する場合には、プライバシー侵害の主張は認められないと理解できる。しかし、コメント j によると「教育、娯楽、啓発の目的で公衆に情報を提供する際に、公衆が開示される内容に正当な利益を有することが合理的に期待できる場合」には、「氏名、肖像、または事実の使用」にも「公衆にとって合理的な関心事」の範囲が及ぶことから、内容に加えて情報を提供する目的も重要である。本判決では Kaysen の書籍がどのような目的で公表されたかについて言及されていないが、本件書籍が自伝的回想録であることを踏まえると、Kaysen が自身の人生について伝えることが目的であり、そのゆえに公の関心事に該当すると考えられる。

このように、本件におけるコメント j にいう公の関心事の定義とコメント b で示される私生活の概念との衡量の仕方によれば、私事開示型侵害成立の余地がほとんど残っていないことを示すと思われる。

第3節 アメリカ判例に見る「比較衡量」の課題

ここまで、私事開示型の事案において言論の自由とプライバシーの衝突が争点となった判例の中でも、アメリカの比較衡量において重要な役割を果たす「公の関心事」の要件が争点となったものを考察した。その場合、まずその言

私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（1）

論の内容が公の関心事に該当するかが検討され、次いでその言論のテーマとある者のプライバシーとの関連性、そして開示の目的が検討される。関連性の深度や開示目的によっては、たとえ性的な事項のように開示によって羞恥心を搔き立てられ深い精神的損害を被ると社会一般的に考えられようものであっても、不法行為は成立しない場合もあることから、公開された情報の性質（性的な事項、個人の住所や家族構成、容貌等）だけに着目すべきではないとされていると言えよう。むしろ、その事実を開示する目的が重要である。アメリカの場合には情報を提供する表現者の目的が検討対象になっており、その目的は広く解釈される傾向にある。そのため、私事開示型事案ではプライバシーの保護が情報主体ただ一人の精神的侵害からの保護としかみなされないことも相まって、比較衡量の際にプライバシーの保護ではなく情報の開示に広範かつ重大な価値が見出されているのである。

他方で、判例を考察した結果、アメリカにおける比較衡量の判断過程がブラックボックスであり、判断基準の内実そのものも不明瞭であることがわかった。しかしプライバシーを取り巻く環境の変化、特に表現の伝播性・永続性というインターネットの特性を踏まえると、その普及以前に確立されたプライバシーの開示又は非開示に伴う価値やそれらの比較衡量の際の重みづけを再検討する必要があるといえよう。⁽⁹⁹⁾

- (1) アメリカにおける私事開示型プライバシー侵害の先行研究として、佐々木秀智「インターネット上の私的事実公表型プライバシー侵害とアメリカ合衆国憲法修正第1条」法律論叢89卷6号（2017年）221-258頁参照。
- (2) Samuel D. Warren & Louis D. Brandeis, *The Right to Privacy*, 4 HARV. L. REV. 193 (1890).
- (3) 佐藤幸治「プライバシーの権利（その公法的側面）の憲法論的考察（一）」法学論叢86卷5号（1970年）1-53頁、佐藤幸治「プライバシーの権利（その公法的側面）の憲法論的考察（二）」法学論叢87卷6号（1970年）1-40頁（のち佐藤幸治『現代国家と人権』（有斐閣、2008年）259頁以下所収）参照。
- (4) いわゆる「忘れられる権利」についての日本における先行研究として、宮下紘「忘れられる権利と検索エンジンの法的責任」比較法雑誌50卷1号（2016年）

35-75頁、棟居快行「検索エンジンと『忘れられる権利』の攻防」法教441号（2017年）46-51頁など。

- (5) さいたま地決平成27年12月22日判時2282号78頁。
- (6) 最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁。
- (7) 最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁、最判令和2年10月9日民集74巻7号1807頁、最判令和4年6月24日民集76巻5号1170頁など。
- (8) 本稿が大きく依拠する Solove と共に著者 Danielle Citron は、2022年の共著においてプライバシーの危害 (privacy harm) の類型を提示している。これは、プライバシーが保護されなかった場合に発生する害を 12 の類型に分けることで、害の可視化を目的としたものである。この類型以外にもアメリカでは、プライバシーへの危害に着目し、人格的利益に限定せず多元的にプライバシーの利益を捉えようとする動きがみられる。See Danielle Keats Citron & Daniel J. Solove, *Privacy Harms*, 102 B. U. L. REV. 793, 830-861 (2022). この論文の紹介として、上机美穂「プライバシー問題における個人の損害」アメリカ法 [2023-1] 54-57頁参照。
- (9) 本稿では、ある事案においてプライバシーを保護した場合にもたらされると考えられる利益を、「プライバシーの法的価値」と呼ぶこととする。
- (10) 例えば、後述の本章第1節(2)(d)Ross 判決を参照のこと。
- (11) 385 U.S. 374 (1967).
- (12) DANIEL J. SOLOVE, THE FUTURE OF REPUTATION 23 (2007).
- (13) 385 U.S. 374.
- (14) RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 652D (1977). なお、リステイメントそれ自体は法令ではないが、§ 652 D の内容に要約されるような私事開示型プライバシー侵害は、現在アメリカの大多数の州で不法行為法として採用されている。See Community Health Network, Inc. v. McKenzie, 185 N.E.3d 368, 381-82 (Ind. 2022).
- (15) 420 U.S. 469 (1975).
- (16) 4 Cal.3d 529, 541 (1971). 本判決については後述本節(2)(c)参照。
- (17) Cox Broadcasting, 420 U.S. at 491.
- (18) *Id.* at 491-92.
- (19) *Id.* at 496.
- (20) 491 U.S. 524 (1989).
- (21) 499 So.2d 883. (Fla. 1987).
- (22) Florida Star, 491 U.S. at 525.
- (23) Smith v. Daily Mail Publishing Co., 443 U.S. 97, 103 (1979).

私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（1）

- (24) *Florida Star*, 491 U.S. at 525.
- (25) 532 U.S. 514 (2001).
- (26) 403 U.S. 713 (1971).
- (27) *Bartnicki*, 532 U.S. at 528.
- (28) John P. Elwood, *Outing, Privacy, and the First Amendment*, 102 YALE L.J. 747, 756 (1992).
- (29) A. Michael Froomkin, *The Death of Privacy*, 52 STAN. L. REV. 1461, 1514 (2000). See *Florida Star*, 491 U.S. at 532–33 (quoting Cox Broad. Corp. v. Cohn, 420 U.S. 469, 491 (1975)).
- (30) Froomkin, *supra* note 29, at 1514. See *Smith*, 443 U.S. at 102.
- (31) *Florida Star*, 491 U.S. at 533.
- (32) See *Bartnicki*, 532 U.S. at 532–33.
- (33) このような見解を示すものとして、Warren & Brandeis, *supra* note 2, at 196.
- (34) 4 Cal.3d 529 (1971).
- (35) 近年の研究はこの点を非常に明確に指摘している。「『ニュース』の定義が拡大し、私的事実を含むさまざまな情報が含まれるようになり、現代の社会生活におけるニュースメディアの意義が見直された。ニュースメディアを通じて世界について知る『国民の知る権利』という概念や、ニュースの目的は現代社会の複雑な仕組みについて市民に知らせることだけでなく、公共の言論を生み出すことであるという考え方方が登場したのである。報道機関がこのような機能を果たすためには、報道の自由に対する強固な法的・憲法的保護が必要である。また、ニュースの内容は、国民の関心や興味と同じくらい広範でなければならない。」Samantha Barbas, *The Death of the Public Disclosure Tort: A Historical Perspective*, 22 YALE J. L. & HUM. 171, 173 (2010).
- (36) Time, Inc. v. Hill, 385 U.S. 374, 400 (1967).
- (37) 開示された情報が①真実でない場合、②合法的に入手されたのではない場合、③公衆にとって正当な関心事ではない場合、④（時間に敏感な軍事機密の公表など）国家の最高位の利益に関わる場合が挙げられる。See Neil M. Richards, *The Limits of Tort Privacy*, 9 J. ON TELECOM. & HIGH TECH. L. 357, 377–380 (2011).
- (38) *Id.* at 378. また、ニュースの価値判断を報道機関に委ねるべきと主張する議論として、See Diane L. Zimmerman, *Requiem for a Heavyweight: A Farewell to Warren and Brandeis's Privacy Tort*, 68 CORNELL L. REV. 291, 353–354 (1983).
- (39) 113 F.2d 806 (2nd Cir. 1940).
- (40) *Id.* at 809.
- (41) *Id.*

- (42) Edward J. Bloustein, *The First Amendment and Privacy: The Supreme Court Justice and the Philosopher*, 28 RUTGERS L. REV. 41, 55–56 (1974).
- (43) 1 Cal.3d 20 (1969).
- (44) See *Gill v. Curtis Publishing Co.*, 38 Cal.2d 273, 278–79 (1952).
- (45) *Kapellas*, 1 Cal.3d at 36.
- (46) *Id.* at 37.
- (47) *Id.* at 37–38.
- (48) 4 Cal.3d 529 (1971).
- (49) *Id.* at 537.
- (50) *Id.*
- (51) *Id.* at 542–43, citing *Time, Inc. v. Hill*, 385 U.S. 374, 383 n. 7 (1967).
- (52) 1 Cal.3d 20 (1969).
- (53) 139 Cal.App.3d 118 (1983).
- (54) *Id.* at 134.
- (55) 154 Cal.App.3d 1040 (1984).
- (56) *Id.* at 1048–49.
- (57) *Id.* at 1049.
- (58) 870 F.2d 271 (5th Cir. 1989).
- (59) テキサス州法の下では、プライバシーの侵害に対する訴訟は、(1)原告の隔離もしくは孤独、または私的事柄への侵入、(2)原告に関する恥ずかしい私的事実の公開、(3)原告を公衆の目前の虚偽の光の下に置くパブリシティ、(4)被告の利益のための、原告の名前または肖像の流用の4つの類型がある。
- (60) 540 S.W.2d 668, 682 (Tex. 1976).
- (61) *Ross*, 870 F.2d at 273.
- (62) *Id.*
- (63) *Id.* at 273–74.
- (64) *Id.* at 274.
- (65) See *Campbell v. Seabury Press*, 614 F.2d 395 (5th Cir. 1980).
- (66) *Industrial Foundation of the South*, 540 S.W.2d at 682.
- (67) 665 F.2d 305, 308 (10th Cir. 1981).
- (68) *Ross*, 870 F.2d at 274.
- (69) *Id.* at 275.
- (70) 18 Cal.4th 200 (1998).
- (71) (1) 公衆への開示であり、(2) 開示された内容が私事であって、(3) その開示が合理的な人物にとって不快で好ましくないものであり、(4) 公衆の関心事に無

私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（1）

関係であること。See *Diaz v. Oakland Tribune, Inc.*, 139 Cal.App.3d 118, 126 (1983). また、この判断基準が第2次不法行為リスティメント § 652D (a) (b) と大きく異なるわけではないことが明示されている。See *Shulman*, 18 Cal.4th at 478.

- (72) *Shulman*, 18 Cal.4th at 216. See *Kapellas*, 1 Cal.3d at 35–36; *Diaz*, 139 Cal.App. 3d at 126.
- (73) *Virgil v. Time, Inc.*, 527 F.2d 1122, 1128–30 (9th Cir. 1975).
- (74) *Shulman*, 18 Cal.4th at 216.
- (75) 420 U.S. 469 (1975).
- (76) *Id.* at 479–80.
- (77) 491 U.S. 524 (1989).
- (78) その一方で、機械的な適用や「その適切な境界を考慮せずに適用すること」は不可能であると指摘されている。*Shulman*, 18 Cal.4th at 226.
- (79) *Id.* at 228.
- (80) *Id.*
- (81) RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 652D, comment h.
- (82) ニュース価値の法理に言及するものとして、Robert C. Post, *The Social Foundations of Privacy: Community and Self in the Common Law Tort*, 77 CALIF. L. REV. 957 (1989).
- (83) Amy Gajda, *Judging Journalism: The Turn Toward Privacy and Judicial Regulation of the Press*, 97 CALIF. L. REV. 1039, 1062 (2009). See, e.g., *Sutton v. Hearst Corp.*, 90 N.Y.S.2d 322, 323 (Sup. Ct. 1949).
- (84) Gajda, *supra* note 83, at 1062. See, e.g. *Carlisle v. Fawcett Publ'ns*, 201 Cal. App.2d 733, 745 (Ct. App. 1962).
- (85) *Shulman*, 18 Cal. 4th at 218. See Comment, *The Right of Privacy: Normative-Descriptive Confusion in the Defense of Newsworthiness*, 30 U. CHI. L. REV. 722, 725 (1963).
- (86) RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 652D, comment j (1977).
- (87) Rodney A. Smolla, *Information as Contraband: The First Amendment and Liability for Trafficking in Speech*, 96 NW. U. L. REV. 1099, 1110 (2002). See also Harry Kalven, *Privacy in Tort Law – Were Warren and Brandeis Wrong?*, 31 LAW & CONTEMP. PROBS. 326 (1966).
- (88) Smolla, *supra* note 87, at 1111.
- (89) そして Smolla は、司法がこのニュース価値の法理を定義する試みが、わいせつ性を定義する試みと類似していると指摘する。Smolla, *supra* note 87, at

1111-12 確かに、ニュース価値の法理では、事実の開示が合理的な人にとって非常に不快であるか、地域社会の基準を適用するか、その記事が公の関心事であるか、つまり公共にとって開示の価値があるか等、わいせつ性判定と類似する点を判断している。See *Miller v. California*, 413 U.S. 15 (1973) (わいせつ性を判断する基準について)。

- (90) Volokh は、このように好奇心からハイジャック事件の犯人を特定する必要はないとした裁判所の判断を批判している。曰く、Briscoe の氏名を明らかにすることは広範な政治的議論にはほとんど関係がないかもしれないが、Briscoe の周辺の人物には「きわめて重大かつ正当な関心事」であり、修正第一条により保障される言論である、と。See *Eugene Volokh, Freedom of Speech and Information Privacy: The Troubling Implications of a Right to Stop People from Speaking about You*, 52 STAN. L. REV. 1049, 1092-93 (2000). このように、私事開示型プライバシー侵害を判断するためには、個人の評判を知る利益とプライバシーの利益との衝突を調整する必要性が大きいと言えよう。
- (91) *Melvin v. Reid*, 112 Cal.App. 285 (1931) のいうように、かつて殺人事件の公的記録にあった事実でも時間の経過とともに私的事実になる場合もある。
- (92) 17 Mass. L. Rptr. 695 (2004).
- (93) RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 652D, comment b.
- (94) この観点 (light) という文言は *Time, Inc. v. Hill*, 385 U.S. 374 (1967) が関連するため、簡単に紹介しておく。1952年、Hill 一家は3人の脱獄囚によって人質に取られたが、無傷で解放された。その後、Hill は雑誌記事やテレビ出演で公的関心を浴びることを極力避けている。しかし、事件の翌年、この事件をヒントにして、ある作家によって3人の脱獄囚が郊外の家で家族を人質として拘束したという内容の小説が書かれたが、この作中では家族は暴行され、性的に侮辱的な言葉が浴びせられたと、事実と異なる内容が記載されていた。この小説がさらに演劇として上演されることになったため Life 誌がこれを記事として掲載したところ、Hill はプライバシー権侵害を理由に損害賠償請求訴訟を提起した。

これについて合衆国最高裁判所は、修正第1条の問題として公務員に対する名誉毀損にかかる損害賠償責任についての *New York Times v. Sullivan* (376 U.S. 254 (1964)) の示した「現実の悪意」の基準（表現者が記事が虚偽であることを知っていたか、又は真実か否かを無謀にも無視した場合に限り損害賠償責任を負う）を本件の事実関係にも適用した。法廷意見を述べた Brennan 判事は、言論・出版の自由は政治的表現や公的事項の評論に限られるものではなく、「何らかの程度、自己を他人にさらすことは文明社会における生活に随伴するものである。このようにさらされることのリスクは、言論及び出版の自由に主要な価値を

私事開示型事案におけるプライバシーと表現の自由の比較衡量について（1）

置く社会における生活の不可避の出来事である」とし、実際の事件に関連した新たな演劇の開幕という Life 誌の記事の主題が公的関心事であることに疑いはないと述べ、単なる過失を理由に誤った記述の責任を問うことは出版に対して耐えがたい負担を課すことになるとした (385 U.S. at 388-89)。そして、この基準に照らして本件事実審における陪審に対する説示が適切でなかったことを理由に、事件を差戻した。

- (95) See RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 652D, comments g & h.
- (96) Anonsen v. Donahue, 857 S.W.2d 700 (Tex, 1993); Campbell v. Seabury Press, 614 F.2d 395 (5th Cir. 1980).
- (97) 加えて本件で特に重要であったのは、書籍内で Kaysen らが原告の氏名を使用していなかつことで、「ボーイフレンド」が原告だと特定できたのが原告と Kaysen の関係を知っていたごくわずかな親しい人々に限られていたため、原告のプライバシーへの配慮が見られたことである。しかしこれは不法行為リスティメント § 652D のコメント a のパブリシティ（公開）の要件に関わるため、本稿では詳細には取り扱わない。
- (98) 「公衆にとって正当な関心事の範囲は、時事問題や活動の報道という意味での『ニュース』に限定されない。また、教育、娯楽、啓発の目的で公衆に情報を提供する際に、公衆が公開されている内容に正当な利益を有することが合理的に期待できる場合、氏名、肖像、または事実の使用にも及ぶ」。See RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 652D, comment j.
- (99) インターネット上で的一般私人による他人の私的事実の開示に対しては、言論の自由を厚く保護するアメリカにおいても複数の観点からプライバシー保護の強化が主張されている。例えば、インターネット上の情報の永続性や質的・量的相違を指摘するものとして、See Danielle K. Citron, *Mainstreaming Privacy Torts*, 98 CALIF. L. REV. 1805 (2010); Andrew J. McClurg, *Kiss and Tell: Protect Intimate Relationship Privacy through Implied Contracts of Confidentiality*, 74 U. CIN. L. REV. 887, 927 (2006).